

〔要旨〕

朝廷運営と近世朝幕関係

久保 貴子

本稿では、朝幕関係史研究を進めるために、幕政史に比べて大幅に遅れていた近世朝廷史の研究が急務との認識から、とくに幕府の関与が予想される朝廷運営に着目して論を展開した。

近世の朝廷・公家社会の再秩序が、徳川家康と幕府によって構築されたことは、すでに自明とされている見解であろう。家康は、豊臣秀吉が行った武家と公家を別々に統率するという政策をより明確に押し進め、朝廷における摂家重視の姿勢を打ち出した。しかし、その過程からは、この実現が容易ではなかったことを窺わせている。慶長三年（一五九八）の後陽成天皇の讓位問題以降起きた一連の朝廷内の諸問題については早くから研究がなされており、最近でも今谷明氏が取り上げたが、これらの懸案の際に摂家衆がなぜ指導力を発揮しえなかったのかの言及はされていない。しかしながら、摂家を頂点とする公家衆の序列化と朝廷運営は、家康の、そして幕府の朝廷統制の根幹をなす政策であり、近世朝廷のその後の歩みは、一面でこの規定の運用をめぐる攻防の歴史であったとも言えるほどのもので、この成立過程を明確にすることがまず最初に必要な作業と考える。

したがって第一章第一節では、この視点から当該期の朝廷の内実を検証した。この時期の摂家衆が指導力を発揮しえなかった最大の原因は、天皇との遊離期間が長かったことにある。室町時代以降、特に戦国期に摂家の朝政への不関与という事態が生じていたことは、池享氏が指摘されている。ただ池氏は、摂家が「天皇・朝廷政治から距離を置こうとしていた」とされるが、この点については疑問が残る。朝廷は、足利幕府に丸抱えされることによって自立性を失い、朝議の形骸化を進めた。このため幕府の衰退とともに朝廷も衰退し、朝議の主体にも変容が生じたのである。摂家衆は禁裏小番を勤めないことからわかるように他の公家衆とは家格の違いがあり、またそれを自負していて、それが変容した朝廷の形態と相容れないものとなったため、天皇・朝廷政治から結果的に距離を置くことになったのではないだろうか。もちろん、そこには公家社会における天皇の求心力の低下が指摘できる。しかし、豊臣・徳川両政権により天下統一がなされてくると、天皇・摂家双方もまた朝議に意欲的になった。摂家は家康からの後押しを受けてその権限を得たが、摂

家の意見は天皇の「勅慮」と必ずしも合致しなかった。この時、家康は摂家に「勅慮」を翻意させる力量を期待したが、先の歴史的背景から不可能と知ると、国母の立場にある天皇の生母新上東門院によって、天皇の「勅慮」を押さえ込んだ。またこの段階では、のちに制定される禁中並公家諸法度で「三公」の下に位置づけられる親王、具体的には皇弟智仁親王の協力が不可欠だった。このように慶長・元和期の朝廷は、家康・幕府が構築した近世的朝廷形成への過渡的状况を示している。

家康の摂家重視による朝廷の再編成は、豊臣政権の政策の踏襲とその矛盾の打破の二面性をもつとみるべきであろう。山口和夫氏が明らかにされたように、秀吉は関白を「天下」を治める官職として位置づけ、正親町天皇の讓位と後陽成天皇の即位儀礼の場への参加や、長者宣の発行などを行うことで摂家・氏長者の権能を侵食していったが、通常の関白の職務は果たさなかった。これらの朝儀は摂家ら公家衆に任されたのである。つまり、秀吉は公家・門跡に対して知行を安堵し、「朝役」・「勤行」＝朝廷への「御奉公」を規定して公家社会を統括した。一方で、武士への官位授与によって武家社会での身分編成も行おうとしており、それぞれを別途に統合する意思があったことが確認できる。しかし、武士の叙位任官は定員問題もあって、やがて公家の大臣就任を阻むことになり、朝議・朝儀の復興・充実を困難にした。つまり、秀吉が規定した公家の朝廷への「御奉公」の履行は、一面で秀吉自身がそれを阻害するという矛盾に陥ったのである。元和元年（一六一五）に発布された禁中並公家諸法度の「武家之官位者、可為公家当官之外事」は、武家に対する政策として位置づけられているが、家康によるこの矛盾の打開策でもあり、家康が進めた摂家を核とする公家社会の秩序を明文化した「三公之下親王」「関白伝奏并奉行職事等申渡儀、堂上地下之輩於相背者、可為流罪事」とあわせ、朝廷政策の到着点であったと言いうるのではないだろうか。

天皇と摂家との疎遠な関係はその後、後水尾天皇自身が近衛前子（中和門院）所生であったことに加え、弟の信尋が近衛家、昭良が一条家を継ぎ、姉妹がそれぞれ鷹司・二条両家に嫁ぐという姻戚関係によって徐々に解消されていくことになる。また幕府はこのち

も撰家・伝奏中心の朝廷運営を指示する一方、後水尾天皇の許に將軍秀忠の女和子（東福門院）を入内させたのを初めとして、撰家・親王家と將軍一族との婚姻を推進し、朝廷の中枢に私的にも容喙可能な体制を作っていた。もちろん、公的には第一章第三節で取り上げた改元制度にみられるように天皇・朝廷の権能を従屬下におくことを怠らなかつた。元和から延宝にかけての改元からは、幕府が実質的には天皇代始改元を否定する方向を示唆し、代わって將軍代始改元を実現しようとしていたこと、幕府の持つ元号の字の選定権がしだいに拡大・強化されていくことが確認できる。つまり、天皇（朝廷）が保持していた元号制定権の大部分を幕府が掌中におさめていき、朝廷は徐々に儀式上の担当者に封じ込められていったのであり、この時点では、改元が天皇の形式的権限に過ぎず、実質的権限が徳川幕府にあったとする従来の見解も妥当である。また武家昵近衆の存在や昵近衆からの武家伝奏就任者の多出という事実などからもわかるように、朝廷を自由に操作していくためのあらゆる手段を講じていった。しかしそれでも、寛永六年（一六二九）の後水尾天皇の意志による讓位を防ぐことはできなかった。幕府は武家伝奏中院通村を更迭して昵近衆の日野資勝に代え、撰家に天皇への意見具申と公家支配を再度命じた。さらに、同二十年、後水尾天皇の後をうけて皇位を繼承していた明正天皇（東福門院所生）の讓位が近づくと、禁裏付・新院付を新たに設置して、女院（東福門院）付とともに天皇周辺の監視と財務を統括させた。女院付は東福門院の死をもって消滅するが、禁裏付・新院付（一般には仙洞付）は以後も、京都所司代を助けて朝廷統制に重要な役割を担うことになる。

このように幕府は朝廷統制の体制を公私にわたって整備していったが、一連の朝廷政策は統制のためであると同時に、幕府が「公儀」を形成するために朝廷の利用価値を認めていたが故の挺入れであったと考えるべきであろう。付章では、この視点に立った上で幕府の寺社統制をも視野に入れ、幕府の統制下にあった朝廷（天皇）が、幕府の新寺建立禁止の方針のなかで寺院を建立しえたことの意味とこれを認めた幕府の立場を考察した。寛永期以降にみられる天皇家の関係寺院の復興や創建は、まさに、朝廷を「公儀」の一端を担うにふさわしい存在にするために幕府が政治的に必要と判断して行ったもので、天皇家・

公家社会の再生による朝廷側の意思も注目すべきではあるが、それはあくまでも幕府の政策上の許容範囲内に限定される。そのことは、有縁寺院が創建されても朝廷が独自の力でこれを保護することができなかったことから明らかである。

寛永期には幕府の摂家重視の姿勢が浸透しはじめ、摂家と清華家以下の公家衆との間に存在した家格の差を確定的なものにした。その結果、武家政権側の政治上の必要性からなされた摂家重視・天皇正配の復活は公家社会自体に多大の影響を及ぼしたのである。第一章第二節で述べたように、近衛前子の入内によって女御、徳川和子の入内によって中宮の復活をみたわけだが、これら天皇の正配の復活は同時に、天皇家が嫡妻・嫡子を第一とする当時の家制度の枠外ではなくなったことをも意味し、それは女院制度に現れた。つまり、天皇の正配と生母は後西天皇女御明子を除く全員が女院号を受けているが、正配か否かで制度上に大きな格差が生じたのである。女院と称されるのは新上東門院を除けば天皇の正配に限られており、幕府から進上される女院領二千石、ないし三千石も正配出身の女院に限定された。天皇の生母（正配でない場合）はあくまで女官（女房）であり、それは儲君を生んでも本質的には変わらず、通常、天皇の正配（多くが摂家の女）が儲君の嫡母（実母・養母）となる。幕府を後ろ楯とする東福門院の存在した当該期では当然ともいえるが、この格差はその後も基本的に踏襲された。天皇生母には自身の死か薙髪一所生の天皇の死一まで院号を与えられることはなく、天皇の正配が天皇生母の有無に関わらず、夫である天皇の死や讓位を契機に院号宣下を受けるのを通例としていくのとは対照的である。

さて、本稿の中心部分でもある第二章から第四章で注目した靈元天皇は、皇兄後光明天皇の内意と父後水尾法皇の勅定による選定相続により皇位を継承した天皇で、後水尾天皇以来の本格的な天皇といえることができる。江戸時代の皇位継承者の選定は、まず嫡子で、嫡子がない場合は長幼の順というのが常識化していた。江戸時代に即位した十五人の天皇のうち八人がこれに該当する。明正天皇の場合も、これに準ずると言えよう。したがって残る六人の天皇がいわゆる選定相続となるが、これは天皇が在位中に若くして死去した非常時によるものとそれとは無関係に行われる父天皇の意思によるものに大別される。前

者に該当するのが後西・靈元兩天皇と後桜町・光格兩天皇で、後者に該当するのが東山・中御門兩天皇である。ただし、靈元天皇はある意味で両方に当てはまる。

寛文期以降の朝幕関係は従来、安定した状態とみられ、研究がなおざりになっていた。第二章では、こうした研究状況も踏まえ、天和元年（一六八一）の小倉事件、同二年の一条兼輝の越官問題、貞享四年（一六八七）の靈元天皇の讓位を再検討することで、後水尾法皇没後、靈元天皇が実現しようとした朝廷運営を明らかにし、それがもたらした影響を朝幕双方から考察した。小倉事件は東山天皇選定をめぐる騒動であるが、これは後水尾院時代の終わった朝廷にとって後水尾院路線を継承するのか、あるいは新路線を打ち出すのかという選択を具現化した事件とも言える。近衛基熙ら摂家衆と武家伝奏らはおおむね前者を支持した。幕府の敷いた関白・武家伝奏・議奏の合議による朝廷運営を遂行し、幕府と協調しながらその力を借りて朝廷の繁栄をめざすという現実路線である。一方、靈元天皇とその側近らは後者を選択し、靈元天皇（上皇）親政による朝廷運営を行って朝儀の復興の実現をめざそうとした。東山天皇を選定したのもこの実現の一助にするためであった。当初は靈元天皇側の優位に事が進み、天皇は讓位した。しかし、大嘗会再興で見せた同天皇の強い意思は幕府の警戒心も喚起し、同天皇による「院政」を否定（「東宮御即位以後御作法之義、万事 院御所御差引不被遊様ニ以関白殿・兩伝可被申上候」）してその言動に注視するようになる。

第三章では、讓位した靈元上皇と関白に就任した近衛基熙に代表される朝廷運営をめぐる相反する考え方のために起きた院と禁裏の間の激しい主導権争いが、武家伝奏や議奏の任免にどう反映されたのかを明らかにした。靈元上皇は、基本的に自分の意向に従順であった摂政（関白）一条兼輝に信頼を寄せていたが、関白職の摂家巡任の法則を完全には無視できず、元禄三年（一六九〇）ついに真っ向から対立する基熙を関白にせざるを得なくなった。幕府もまた従来の方針通り、朝議の中樞を担う関白・武家伝奏を重視して、直接「院政」を停止するような強行手段はとらず、京都所司代を通じ関白・武家伝奏に圧力をかけた。こうして上皇派と関白らとの間で朝廷運営をめぐる確執が続くなか、東山天皇が

成長し、元禄六年ついに上皇も天皇に政務を移譲する。この移譲によって上皇の権限は後退していく。そのことは、その後の上皇派の議奏や武家伝奏の解任・辞任に現れ、この過程で東山天皇と基熙が急速に近づき、基熙は天皇の信任を得るに至った。

第四章では、宝永・正徳期に焦点をあて、朝廷と幕府が各々お互いをどのように利用しようとしたのかを考察することで、公儀における朝幕関係を検討した。元禄十六年、基熙は天皇から継体問題の相談も受けるようになり、宝永三年（一七〇六）下向して、將軍世子の娘婿家宣に内々この件を伝えている。翌四年、継体問題は幕府の承認を得て、天皇の希望通りに定まった。これが中御門天皇の選定である。その後、東山天皇の強い希望により二年後の讓位が内定した。東山天皇もまた「院政」を行う予定だったが、讓位後わずか半年で没したため、実際にどのような朝廷運営を行うつもりであったかは不明である。この東山上皇の死によって再び靈元上皇の「院政」が開始され、基熙は幼少の中御門天皇（禁裏）と上皇（院）との関係に懸念を感じ始めた。宝永七年江戸に下向した基熙は、以後二年間という異例の長さを江戸で過ごし、この間、將軍となった家宣に故東山上皇の遺勅として俗親王家（宮家）設立を働きかけるなど、靈元上皇の「院政」路線とは異なる行動をとる。また京では嫡男家熙が太政大臣に任じられ、近衛家には幕府から千石の加増があるなど、この時期の近衛家は禁裏と將軍家双方から厚遇を受けた。しかしこうしたことは、次第に近衛家を他の摂家から浮き上がらせることにもなり、宝永・正徳年間には若干の不協和音も見せる。その背後には靈元上皇の影が見え隠れしていた。ただ正徳初年まではまだ、大局としては故東山上皇―基熙路線が優位に立っていた。ところが正徳五年（一七一五）、基熙にとって青天の霹靂の事態が起きる。靈元法皇の皇女八十宮と將軍家継の婚約成立である。幕府は三代將軍家光以来、動機はどうあれ、將軍の正室（御台所）を攝家か親王家から迎える道を選んだ。このため、結果的に天皇の正配の出自と同じになり、その意味では天皇家と遜色がなくなったが、対等になったということではない。また、攝家や親王家の女を正室に迎えるのは將軍家に限ったことではなく、尾張・紀伊・水戸の御三家の当主にも当てはまりつつあった。二代將軍秀忠の女和子が後水尾天皇の正配になっ

たという点において、將軍家は三家以下の大名家との格の差を見せていたが、和子入内自体は朝廷政策上の手段であって、当時、幕府が大名統制上の有効性を意識していたとは思えない。しかし今回、四歳の將軍を擁することになった幕府は、將軍の御台所に皇女を迎えることによって、大名に対する將軍權威の補完の一助にしようとしたと考えられる。つまり、今度は大名政策の一環と位置づけられたのである。そこには、家格制の重視による武家秩序を推進する幕府の姿勢が反映されている。本来、武家の家格と公家の家格は別の成り立ちを持ち、それぞれの社会の中で機能するものであって、双方を同じ土俵に置くべきものでも、また置けるものでもなかったが、公武間の婚姻という一点においてのみ、この次元の異なる二つの家格の相当化が便宜的に計られた。和子入内に続く將軍と皇女との婚約は、その一端に天皇家も組み込まれたことを物語っている。一方、法皇の方は長年にわたる基熙との軋轢の経験から朝廷復古のためには幕府との協調が必要と悟るようになっていた。この縁談はこうした幕府と法皇双方の思惑から成立したのである。しかし、これは家継の死によって実質的な成果をみることなく終焉し、八代將軍吉宗の登場により、朝幕関係も新たな段階を迎える。

このように天和から正徳にかけての朝廷には、朝廷繁栄への相反する考え方が存在し、双方が主導権をめぐって争っていた。閑院宮創立の際や大嘗会の再中絶に見られるように時に個々の行動は恣意的な理由に左右されることもあったが、全体としては朝儀の再興など、朝廷の繁栄に向けて一定の成果を挙げた。そして、それぞれの推進者であった靈元天皇と近衛基熙・家熙父子がいずれも享保年間に没し、「朝廷復古」の機運をどのよう

に継承・発展させていくのが次の世代の課題となった。

第五章では、右記の点に主眼を置いて朝廷運営の展開を検討した。「朝廷復古」の機運を担うはずであった桜町天皇は、即位の翌々年に父中御門上皇が没して十八歳の若さで朝廷の要となった。この時すでに女院も存在しなかったから、まさに朝廷は天皇を頂点とする一元体制となったのである。若い天皇は官位制度の改革に代表されるように朝儀の充実に意欲的で、しかも靈元天皇のように一部の近習・側近と議するのではなく、閔白ら攝家



衆に相諮った。その上で、天皇はまた歴代の天皇と同様、上皇の立場で朝儀の復興や改革に取り組もうとした。父上皇の死から十年、時期尚早とする幕府の反対を押し切って二十八歳の時に七歳の桃園天皇に譲位したのはまさにその表れである。しかし、それからわずか三年で没したため、その目指そうとした方向性は明確には見えてこない。加えて朝廷運営の上でも不幸だったのは、この時期、摂家の当主の早世が相次いだことである。天皇が改革に取り組んでいた十二年間に健在だった摂家衆は一条兼香・道香父子と近衛内前の三人だけで、このうち内前はその当初若年だったため、発言権は一条父子に集中し、天皇としても自然、この二人に相談することが多くなったと考えられる。結果、一条家と他の摂家との間に隔意が生じ、天皇没後の寛延三年（一七五〇）、摂政道香が故桜町上皇の遺詔として発表した官位に関する「御定」をめぐって、それが表面化した（官位御定一件）。この一件で、故上皇の女御青綺門院は天皇幼年中の「万事無難」を希望し、以後、朝儀の改革・再興の動きは停滞する（第一節）。

やがて成長した桃園天皇とその近習衆が、竹内式部の進講をめぐって摂家衆と対立したのが宝暦事件である。この事件でみられるように、朝議を掌る閥白らとその他一部の公家衆との間に朝廷の現状に対する認識のずれが顕在化してきており、朝廷の変容の萌芽をみることが出来る。ただしこの段階では、摂家衆の強権発動によって事件は収拾された。これは摂家衆にとって摂家主導による朝廷運営の死守でもあった。しかも幕府に事前に諮ることなく多数の公家衆を処分して、朝廷内での摂家の権限を誇示しており、幕初における摂家衆の脆弱さから見れば雲泥の差である。摂家の伸長はそれまでの幕府の後ろ楯によるところが大きい。今回の行動は幕府の心証をやや害するほどのものでもあった。宝暦十二年（一七六二）、桃園天皇の急死にともなう皇位継承者の選定に際しても、摂家衆は一致協力して事に当たり、青綺門院を説得して中継の天皇として後桜町天皇を選定した。この選定には朝廷運営制度保持への危機意識が感じられる。摂家衆には、処分した公家衆の去就と現状への不満から朝議へ関心を向け始めた若い公家衆の動向が不安だったのでないだろうか。そのため、この時点で幼年の天皇を擁立することはその危険を増幅させると

判断し、体制引き締めのための時間を必要としたのであろう(第二節)。また、この二つの事件で重要な役割を果たす青綺門院は桃園天皇の「実母」の立場にあり、上皇不在と朝廷運営の動揺の時期という点で、上皇不在と朝廷運営の成立過渡期にあった新上東門院の立場に通じるものがある。

桃園天皇の死から八年、嫡子の後桃園天皇が踐祚した。しかし同天皇もまた二十二歳の若さで没し、しかも今度は皇女しかいなかった。皇統の断絶の危機を迎えたのである。ここで選定されたのが閑院宮家の祐宮、のちの光格天皇であった。以上のように桜町上皇の死以後、前代からの朝儀再興・朝廷復古の機運と、この時期に新たに萌芽した朝廷運営変容のきざしは、天皇の早世や女帝誕生などにより「万事無難」を基調とする女院の考えや、自らの地位の保全をはかる摂家衆の圧力によって表面的には停滞する。

第六章では、朝廷運営の変容の過程を、改元における幕府と朝廷の交渉の変遷を検証することで補完した。第一章第三節で明らかにしたように、幕府は年号が全国におよぶもの故に、全国を支配する武家(幕府Ⅱ将軍)が定めるべきものと認識していた。その考えは改元理由にも反映され、天皇代始改元を実質的には否定する方向を示唆し、代わって将軍代始改元の実現をもくろんだ。また、将軍の制定権の強化、具体的には元号の字の選定権の拡大・強化が進んでいった。この選定権の拡大・強化は、従来、幕府と朝廷の関係が安定していたといわれる五代将軍綱吉以降、さらに強まっていく傾向にある。例えば、貞享・宝永改元の際、朝廷の示した元号案は幕府に否定され、やり直しを命じられる。これは、当時の幕府が幕府支配権を補完するものとして、儀式・典礼を重視する政策をとったことと無関係ではない。将軍周辺にそのためのブレインがいたため、元号の字についても積極的に意見具申が行われた。また、幕府はその元号が民衆にどのように受けとめられるのかに、もっとも強い関心を寄せていたため、自然と字には神経を尖らせたのである。朝廷に對しては、差し戻しによって幕府の主導権誇示を示す効果もねらったと見られる。そして享保改元に至っては、改元日すら幕府が選定している(第一節)。ただ、儀式・典礼の重視は先例重視にもつながり、長い歴史をもつ改元については、その改元理由も先例Ⅱ故実

に則るようになった。このため、革命・革命改元が定着し、当初は否定の方向にあった天皇代始改元が当然のごとく受け入れられるようになっていく。これは、次代以降にもそのまま引き継がれ、さらに元号案についても幕府は基本的には朝廷案を受け入れるようになる。しかも安永改元の際に見られるように、この段階になると、幕府の方が、改元を朝廷の発意のよって行われるものと理解している。早い時期での改元は、幕府の発意によって行われたものが多い。にも関わらずなぜ幕府自身がこのような理解をするようになったのか。一つには、革命・革命改元や天皇代始改元が定例化したことにより、どちらの発意かを意識することなく改元が行われる機会が増えたこと、二つには、幕府と朝廷間の改元交渉の公式の開始が朝廷（天皇）からの書面で始まること、三つには、儀式・典礼重視の姿勢が、改元理由のみならず、「本朝法度」「本朝作法」重視にまで発展し、発意から決定までをその範囲とみなすようになったと見られる点が指摘できる。つまり幕府は、朝廷の権限の主体性を認めたのである。ただし改元日については幕府が主導権を握っていた。

この時期は、光格天皇が強い意志で朝廷復古に臨んでいた時期でもあるが、この高揚は、これを支える公家層の意識の変化なくしては現れえない。先に朝廷運営変容のきざしの停滞が「表面的」だったと述べたのはこのためである。とりわけ尊号一件では、先行研究ですでに指摘がなされているごとく、幕府との交渉が不首尾のなか、従来の朝廷運営の枠組みを逸脱した「群議」と幕府への「内慮伺い」の部分否定にまで発展した。この行動は結局、幕府権力によって押さえ込まれたが、これを単なる突発的な現象として片づけることはできない。もちろん、朝廷に幕府との協調関係を全否定するほどの意志があったとは言えないが、公家衆の意識変革は確実に進みつつあった（第三節）。

その後の改元は、さらに徐々にではあるが、朝廷に主導権が移っていく。その上で、交渉に際しては両者がともに相手の意向を尊重する姿勢を見せる。例えば、弘化改元の際、朝廷は幕府に提示する元号案の書面に幕府の意向を「無御伏蔵」く述べてほしいと記し、朝廷の推す字でなくても許容するという姿勢を示している。逆に、江戸城本丸炎上による万延改元では、朝廷が幕府に改元を勧めたのに対し、將軍家茂が皇居炎上による改元の例

を江戸城炎上に当てはめるのは恐れ多いと述べていることなどが挙げられよう。元治改元に至っては、幕府は天皇の推す「令徳」も第二候補の「元治」も気にいらなかったにも関わらず、内々の工作で「元治」で合意するよう取り計らっている。この幕府の対応は、嘉永・安政改元の時点よりも明らかに後退しており、唯一、「令徳」を受け入れなかったところにかろうじて幕府権力の保持を見ることが出来る。この時期の改元（元治・慶応）で今一つ注目すべきことは、朝廷からの書面の文言が「思召」から「勅慮」へと変化する点とである。家康が封じ込めた「勅慮」の復活である。これによって、天皇の意向がより直接的に表現された。これにともない幕府の返書の形態も変化することになる。しかし、この「勅慮」も改元に関する限り、変更不可能を意味するまでの絶対性はもっておらず、「内慮伺い」の制度もまだ機能していたから、慶応改元時まで幕府との協調関係が変容しつづも続いていたことを裏付けている。このことは朝廷運営においても同様である。幕末になると、新たな役職が創設されて朝廷運営に参画する公家衆の数が増え、また中川宮のように親王の朝議参画もみられるなど、朝廷運営は構成員が拡大し、その内実も変容していく。しかしそれでもなお、形の上では関白を中心に運営されていたことも事実で、ぎりぎりのところで幕府の定めた制度は機能していた。つまり崩壊するには至っていない。これは、公家衆の頂点に立つ摂家が幕府によって権限を回復してきたという歴史の重みから開放されていなかったためとも言える。

以上検証してきたように、幕府の朝廷再生の動きと並行して、天皇・摂家衆もまた朝廷の繁栄をめざした。朝廷・天皇の手による新たな展開は后妃制度などに現れる。つまり、靈元天皇女御房子は朝廷側の政治的事情から中宮になる前に准三宮をへ、以後の女御全員が准三宮になる先例となった（第二章）。また天皇在位中に死去した中御門天皇女御尚子が、皇太子を儲けたことを理由に皇后宮ではなく皇太后宮が追贈されたこと（これにより皇后―天皇の妻―よりも皇太后―天皇の母―を重視する方向性が示された）で、事実上、皇太后の復活となり、桜町天皇女御舎子以下五人が中宮（皇后）ではなく、皇太后になるという先途となった。ここでいう天皇の母の重視とは、天皇の生母ではなく、あくまで天

皇の正配を次期天皇の「母」に位置づけることを意味する。その究極の事例が桃園天皇実母青綺門院舎子と生母開明門院定子である。桃園天皇は桜町天皇女御舎子を「実母」としており、定子は制度上は母と認められていなかった。そのため准三宮になれず、女院の条件を満たさなかったことから、定子の待遇をめぐって幕府と朝廷間で懸案化したほどである。結局、事実を優先して特例的処置により定子にも院号が与えられてはいるが、こうした不都合があっても、朝廷にとって天皇家の權威向上と天皇・摂家の緊密化のためには必要な制度だったのである（第五章）。

しかし、こうした朝廷内にとどまる事柄においては、おおむね一致した行動をとる天皇・摂家衆・公家衆も、根幹をなす幕府に対する認識に相違があり、そのために朝廷の繁栄のあり方をめぐって確執が起り、一丸となってそれに邁進することを困難にしていた。このため「朝廷繁栄」への道は、後水尾法皇没後、朝廷運営をめぐる朝廷内の主導権の移動と、政治的事情に基づくその時々朝幕間の親疎に左右されながら前進していった。こうした時期をへて即位した桜町天皇は、生母を摂家の一つ近衛家の女とする嫡子であったこともあって、幕府の支持する摂家の意見を重んじる態度を公に示した。この姿勢は元文六年（一七四一）の改元の議事における幕府との交渉において、天皇が「寛保」の号を推す理由に「大臣之中許奏多候故」と挙げている点にも反映されている。しかし、その桜町天皇が三十一歳の若さで没して以降、若年層の公家衆の台頭によって、幕府が定め摂家が保持しようとした朝廷運営は脅かされるようになり、加えて光格天皇の出現が、朝廷の意識を朝廷復古に向けて加速させた。さらに、幕府・朝廷をとりまく政治・社会環境の変化という時流の中で、下級の公家衆の政治運動も活発化し、それに押される形で朝廷は変容を遂げることになる。公儀における朝幕関係の変化もこれに伴って加速した。したがって、幕末に急浮上したとされる朝廷權威は、従来説明されてきたような幕府権力の失墜によって生じたといった単純、かつ受動的な所産ではなく、長い年月をかけて、朝廷自らの意思によってその素地が形成されていったと見るべきであり、幕府の「公儀」観の変化もあって、公儀の一端を担う朝廷の位置もこの間、常に変動し続けていたと言いうる。